

5 残余遺留金品の処理

(1) 残余遺留金の発生状況等

ア 制度の概要

民法第 896 条に基づき、死亡人の財産は相続財産となるため、前記 4(1)のとおり、葬祭費用に遺留金を充当してもなお、残った遺留金（以下「残余遺留金」という。）及び残った遺留物品（以下「残余遺留物品」という。）がある場合、これらは、相続人に帰属する。

このため、市区町村等は、前記 3(3)の相続人等調査により、相続人の存在や、その連絡先を把握できた場合は、相続人に接触して引取りの意思を確認し、引取りの意思があれば残余遺留金及び残余遺留物品（以下「残余遺留金品」という。）を引き渡している。

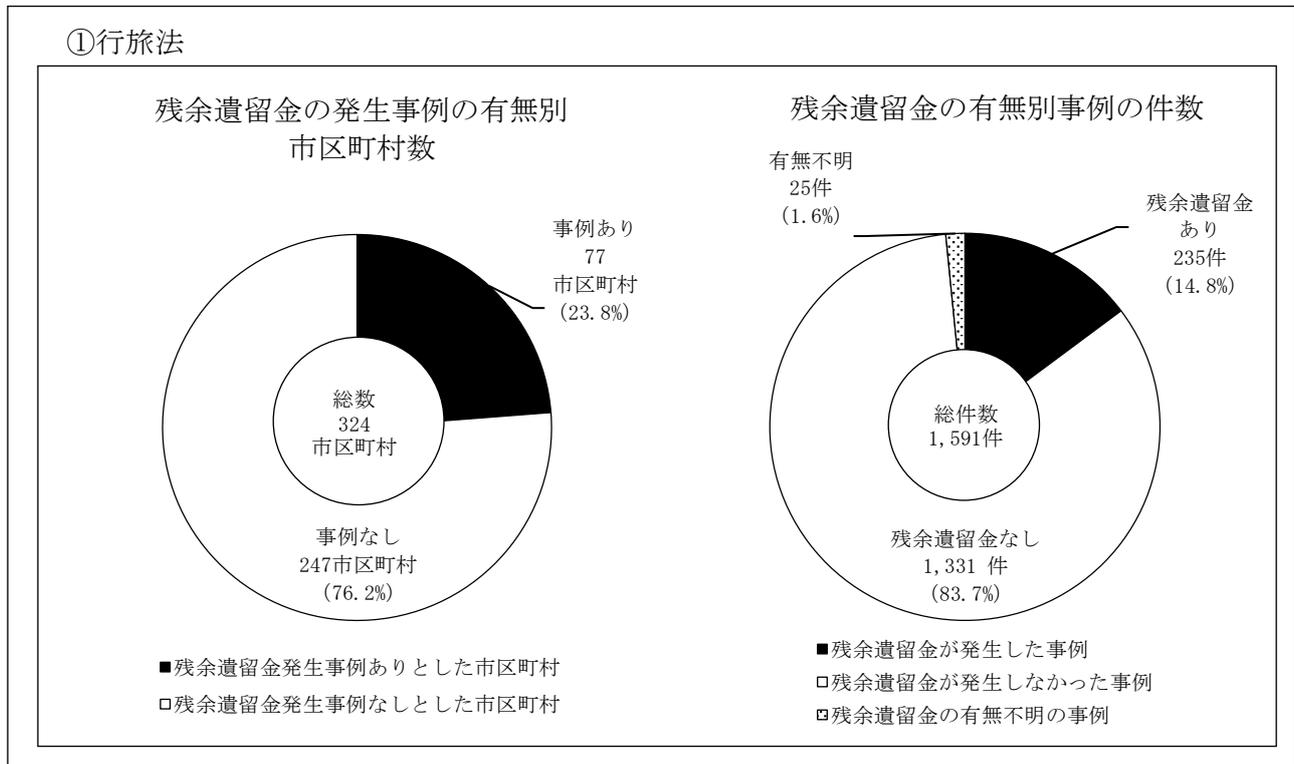
なお、引取りの意思がなければ、後記 5(2)の相続財産管理制度又は 5(3)の弁済供託制度などを活用して、残余遺留金品を処理することとなる。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例のうち、残余遺留金が発生した市区町村数及び件数は、図 5-(1)のとおり、行旅法 77 市区町村 235 件、墓埋法 278 市区町村 1,617 件、生活保護法 175 市区町村 4,086 件であった。

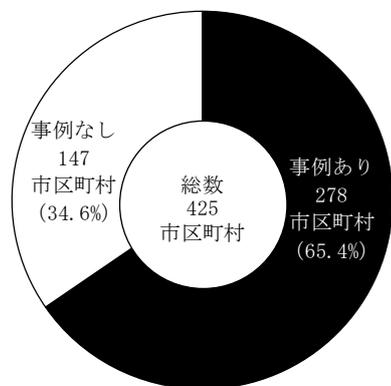
基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例において、残余遺留金が発生した事例の件数の割合は、行旅法 14.8%、墓埋法 22.0%、生活保護法 10.4%であった。また、残余遺留金が発生した事例がある市区町村数の割合は、行旅法 23.8%、墓埋法 65.4%、生活保護法 58.1%であった。

図 5-(1) 残余遺留金の発生事例の有無別市区町村数及び有無別事例の件数



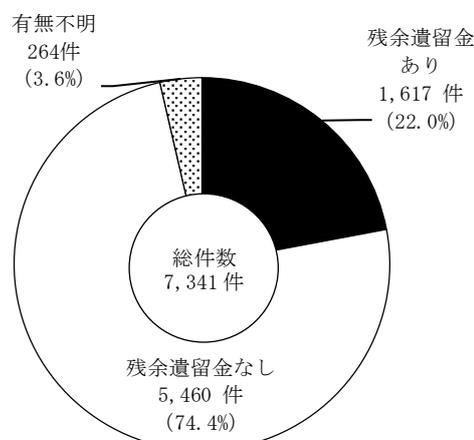
②墓埋法

残余遺留金の発生事例の有無別
市区町村数



■残余遺留金発生事例ありとした市区町村
□残余遺留金発生事例なしとした市区町村

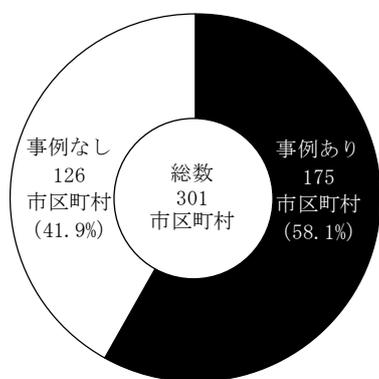
残余遺留金の有無別事例の件数



■残余遺留金が発生した事例
□残余遺留金が発生しなかった事例
▨残余遺留金の有無不明の事例

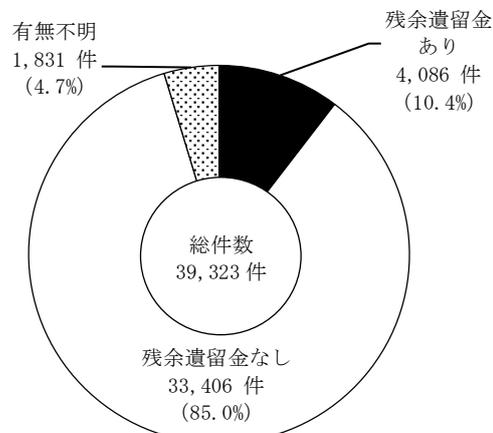
③生活保護法

残余遺留金の発生事例の有無別
市区町村数



■残余遺留金発生事例ありとした市区町村
□残余遺留金発生事例なしとした市区町村

残余遺留金の有無別事例の件数



■残余遺留金が発生した事例
□残余遺留金が発生しなかった事例
▨残余遺留金の有無不明の事例

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100とならないものもある。

3 基礎調査対象期間に遺留金を葬祭費用等に充当した事例のあった市区町村のうち、残余遺留金が発生した事例の件数を1件以上と回答した市区町村を「残余遺留金発生事例ありとした市区町村」、残余遺留金が発生した事例がなく、残余遺留金が発生しなかった事例の件数について1件以上と回答した市区町村を「残余遺留金発生事例なしとした市区町村」として整理した。

4 「残余遺留金の有無別事例の件数」は、「残余遺留金発生事例ありとした市区町村」及び「残余遺留金発生事例なしとした市区町村」の回答した件数を集計した。

ウ 実地調査結果

(7) 残余遺留金の相続人への引渡し状況等

実地調査の調査対象市区町村に対し、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況について調査した結果は、以下のとおりである（詳細は表 5-(1)-①参照）。

i 行旅法

行旅死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 15 市区町村において、事後に身元が判明し相続人へ引き渡した 8 件を除き、その残余遺留金を相続人へ引き渡している事例はみられなかった。これについては、行旅死亡人本人の身元が不明であるため、市区町村において相続人等調査も行っていないためである。

ii 墓埋法

墓埋法適用死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 49 市区町村において、残余遺留金が発生した事例 821 件のうち、相続人が判明したものが 193 件（相続人が存在しないことが判明した 16 件を含む。）みられた。そのうち、相続人が判明したにもかかわらず、相続人への引渡しに至っていないものが 120 件（62.2%）みられた。

引渡しに至っていない事例については、①生前から絶縁状態であるなど交流が途絶えていることを理由に受取を拒否されたもの、②借金などの債務が財産を上回ることが懸念されることから、相続を放棄されたもの、③相続人に文書で連絡を取ったが返答がないものなどがみられた。

iii 生活保護法

生活保護法適用死亡人に関して、相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況を調査した 41 市区町村において、残余遺留金が発生した事例 1,982 件のうち、相続人が判明したものが 895 件（相続人が存在しないことが判明した 21 件を含む。）みられた。そのうち、相続人が判明したにもかかわらず、相続人への引渡しに至っていないものが 93 件（10.4%）みられた。

引渡しに至っていない事例については、生前から絶縁状態であるなど交流が途絶えていることを理由に受取を拒否されたものなど、墓埋法と同様の状況がみられた。

表 5-(1)-① 相続人の判明状況及び残余遺留金の引渡し状況

法律	市区町村数	残余遺留金発生件数	相続人判明				相続人不明	相続人が判明したか不明
			相続人へ引渡し	相続人へ引き渡せず	引き渡したか不明			
行旅法	15	97 (100%)	16 (16.5%) <100%>	8 <50.0%>	8 <50.0%>	0 <0.0%>	36 (37.1%)	45 (46.4%)
墓埋法	49	821 (100%)	193 (23.5%) <100%>	66 <34.2%>	120 <62.2%>	7 <3.6%>	54 (6.6%)	574 (69.9%)
生活保護法	41	1,982 (100%)	895 (45.2%) <100%>	145 <16.2%>	93 <10.4%>	657 <73.4%>	161 (8.1%)	926 (46.7%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「相続人判明」、「相続人不明」及び「相続人が判明したか不明」の欄に記載の()内の割合は、「残余遺留金発生件数」に占める割合を算出した。

3 「相続人へ引渡し」、「相続人へ引き渡せず」及び「引き渡したか不明」の欄に記載の< >内の割合は、「相続人判明」の件数に占める割合を算出した。

(イ) 残余遺留金の発生金額

調査対象市区町村において、基礎調査対象期間に残余遺留金が発生した事例から、調査対象市区町村の協力を得られた範囲で以下のいずれかの方法により該当する事例を抽出し、各事例の残余遺留金の金額を調査した。

- ① 基礎調査対象期間に発生した残余遺留金の金額が分かる事例を全て抽出する方法
- ② 法律ごとに直近で発生した事例を中心に抽出する方法（抽出件数は1件～47件と、市区町村ごとに幅がある。）

残余遺留金が発生し、相続財産管理制度を活用する場合は、予納金^(注)が必要となっている。予納金の金額は事例によって幅があるものの、家庭裁判所の中には、30万円以上の預貯金等があれば予納金を不要とする独自の運用をしている事例がみられた。

これを踏まえ、残余遺留金額が30万円以上であったものの割合をみると、以下の表5-(1)-②のとおり、一定程度みられた。

(注) 相続財産の内容から、相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（相続財産管理人に対する報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合には、相続財産管理人が円滑に事務を行うことができるように、申立人が相当額をあらかじめ支払うもの。

表 5-(1)-② 残余遺留金の発生金額別件数

法律	残余遺留金発生事例があった市区町村数 ^(注3)	残余遺留金発生事例ごとの金額を把握できた件数 ^(注4) (A)	30万円以上の事例(現金のみ)の件数(B)	現金のみの割合 (B/A)	30万円以上の事例(預貯金を含む。)の件数(C)	預貯金を含めた割合 (C/A)
行旅法	15	58	15	25.9%	15	25.9%
墓埋法	49	320	100	31.3%	107	33.4%
生活保護法	41	642	74	11.5%	136	21.2%
合計		1,020	189	18.5%	258	25.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実地調査の調査対象市区町村の事例を抽出して集計した。

3 残余遺留金が発生した事例があった市区町村の数を集計した。

4 市区町村の協力が得られ、残余遺留金発生事例ごとの金額を把握できた事例の件数を集計した。

(2) 相続財産管理制度

ア 制度の概要

相続財産管理制度は、民法第 952 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、相続人のあることが明らかでないときに、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続財産管理人は、相続債権者等に対する請求申出の公告や相続人搜索の公告等を経て、被相続人の債務などの清算を行う制度である。

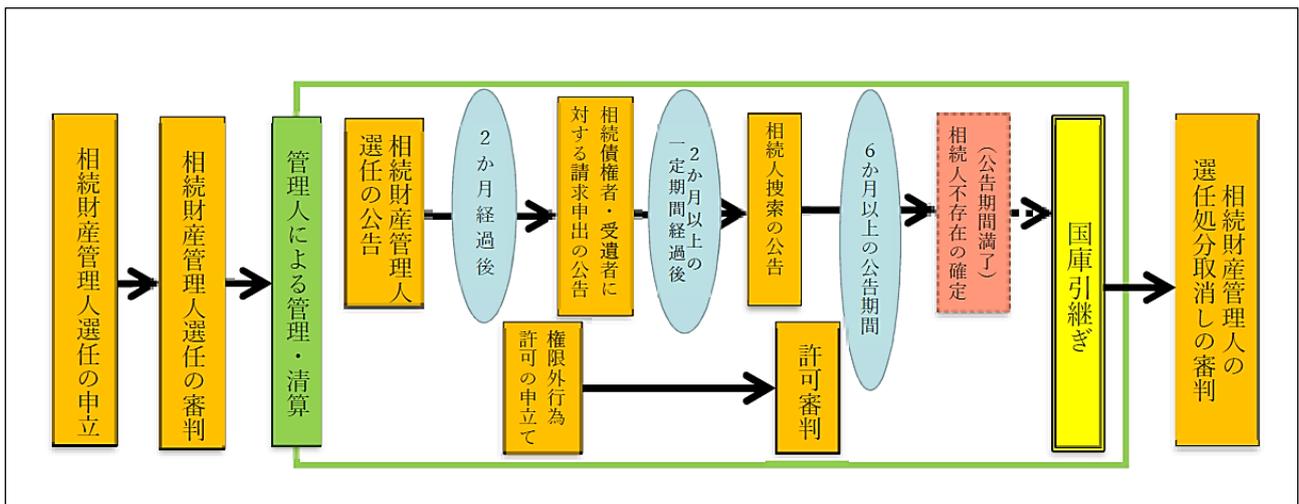
相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとされている。

残余遺留金の処理について、生活保護法施行規則第 22 条第 2 項において、相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を活用することができるとされている。

また、行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、手引において、相続財産管理制度と弁済供託制度のどちらを活用するかについて規定はないとしつつ、相続人保護の観点から、相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を利用することが望ましいとされている。

相続財産管理制度に係る手続の流れは、手引において、図 5-(2)のとおり示されている。

図 5-(2) 相続財産管理制度に係る手続の流れ



(注) 手引から抜粋した。

相続財産管理人の選任申立てにおける必要書類については、手引において、申立書のほか、被相続人である死亡人の出生時から死亡時までの戸籍謄本を始め、当該死亡人に相続人がないことを示すため、表 5-(2)-①の資料が必要であるとされている。

表 5-(2)-① 手引 (抜粋)

- ・ 亡くなった方の出生時から死亡時までの全ての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本
- ・ 亡くなった方の父母で死亡している方がいらっしゃる場合、その出生時から死亡時までの全ての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本
- ・ 亡くなった方の子 (及びその代襲者。民法第 887 条) で死亡している方がいらっしゃる場合、

- その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 亡くなった方の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ・ 亡くなった方の兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい。民法第889条第2項）で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹（及びその代襲者としてのおい・めい）の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
 - ・ 亡くなった方の住民票除票又は戸籍附票
 - ・ 相続財産の存在を証する資料（残余遺留金の保管証明書等。その他、存在が判明している財産がある場合には、登記事項証明書や通帳の写し等）
 - ・ 自治体が利害関係を有することを証する資料（残余の遺留金の保管証明書等）
 - ・ 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

また、選任申立てにおける費用については、収入印紙800円分、連絡用の郵便切手代、官報公告料4,230円が必要となるほか、前記5(1)のとおり、相続財産の内容から、相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合、申立人は相当額を予納金として納付することが必要となっている。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、基礎調査対象期間に残余遺留金が発生した事例のうち、相続財産管理人の選任申立てを行った市区町村数及び選任申立て事例件数は、以下の表5-(2)-②のとおり、行旅法10市区町村10件、墓理法53市区町村84件、生活保護法26市区町村46件であった。

表5-(2)-② 残余遺留金に係る相続財産管理制度の活用状況

区分	法律	行旅法		墓理法		生活保護法		件数の合計
		市区町村数	件数	市区町村数	件数	市区町村数	件数	
残余遺留金発生件数が1件以上と回答		77	235	278	1,617	175	4,086	5,938
うち、選任申立て事例件数が1件以上と回答		10	10	53	84	26	46	140

(注) 当省の調査結果による。

ウ 実地調査結果

(7) 相続財産管理制度の活用状況

調査対象市区町村に対し、相続財産管理制度の活用状況について調査した結果、当該制度を利用した事例（検察官申立て事例も含む。）は、行旅法3市区町村3件、墓理法17市区町村33件、生活保護法11市区町村17件みられた。

一方で、残余遺留金が発生したにもかかわらず、相続財産管理制度を利用していない市区町村にその理由を調査したところ、残余遺留金が明らかに予納金額に満たなかったためとしているもの以外に、①身元不明である行旅死亡人の場合は、戸籍調査ができず「相続人の

あることが明らかではないとき」に該当しないので対象外であると考えているため、②死亡人の財産の全体像を把握する調査をしていない又は調査することに疑問があるため、③相続人がいないことを調査するなど手続が煩雑と思われるため、④相続人が相続放棄手続に非協力的で手続が完了していないなど、制度利用の要件に該当しないため、⑤制度を利用したことがなく、どのように手続をするのか分からないため、⑥費用負担や業務負担を考慮し、弁済供託制度を利用した・検討中のためなどとしている。

このうち、上記①については、手引のフロー図において、行旅死亡人は「身元不明である等の理由で戸籍調査自体が困難」に当てはまり、「債権者不確知を理由とする弁済供託」をすることと示されていることから、相続財産管理人の選任申立てをすることはないとする市区町村もみられた。これについて、法務省に確認したところ、「身元不明の行旅死亡人であっても、「相続人のあることが明らかではないとき」に当たる場合には、相続財産管理人の選任請求は可能と解される。どのような場合に「相続人があることが明らかではないとき」に当たるかは案件ごとの裁判所の判断になるが、申立人において関係者への聴取や遺留物品の確認等によってもその身元が不明であることを示す資料を提出することで選任請求が可能になると考えられる。」とのことであった。

現在の手引の記載は、行旅死亡人に相続財産管理制度は適用できないとの誤解を招いているため修正し、身元不明の行旅死亡人について、関係者への聴取や遺留物品の確認等を行ってもその身元が不明であることを示す資料を提出することで、相続財産管理制度が活用できることを市区町村等に周知する必要があると考えられる。

(イ) 相続財産管理制度の活用において苦慮している事例

市区町村等が制度を活用する際、弁済供託制度よりも相続財産管理制度のほうが要件の確認や必要書類の準備などの事務負担が重いと考えられるが、前記アのとおり、相続人保護の観点から、相続財産管理制度の活用を優先することとされている。

他方で、調査対象市区町村においては、相続財産管理制度を活用した場合、残余遺留金は最終的に国庫に帰属するため、市区町村の収入には一切ならず、市区町村が事務負担と時間をかけて相続財産管理人の選任申立てをするメリットがないとの意見（5市区町村）や、相続財産管理制度を活用したことがなく、具体的な手続の方法も分からないとの意見（3市区町村）、費用負担も少なく比較的手続も簡易な弁済供託制度を活用したいとする意見（1市区町村）などもみられた。

相続財産管理制度の活用の支障となっている点を把握するため、調査対象市区町村に対し、当該制度の活用において苦慮している点を調査した。その結果、以下の事例がみられた（詳細は表5-(2)-③参照）。

- ① 相続財産管理人の選任申立てを要する場合が生じたことを検察官に相談したが、検察官から、市区町村が利害関係人に該当するなどとして市区町村が申立てをすべきと説明されたもの（2市区町村）
- ② 家庭裁判所から、市区町村が利害関係人であることの根拠を示すように求められ、書類作成の追加作業が発生したもの（2市区町村）

- ③ 家庭裁判所や検察官から書類の追加提出の指示があり、作業が負担となっているもの (4 市区町村)
- ④ 不動産や株式等の財産の調査が負担となっているもの (2 市区町村)
- ⑤ 相続人全員に相続放棄の手続をしてもらうことが必要であり、相続人への意思確認等に時間がかかっているもの (5 市区町村)

表 5-(2)-③ 相続財産管理制度の活用について苦慮している事例 (主なもの)

- ・ 相続財産管理人の選任申立てについて検察庁に相談したところ、遺留金を管理する立場から市区町村が家庭裁判所に選任申立てすることは可能であること、地方公共団体が保管する遺留金に関して、検察官が申立てを行った事例は一度もないことなどを理由として、検察官から市区町村が申立てをすべきと説明されたことがあり、市区町村が申し立てるものであるか否かの判断に苦慮した。
- ・ 家庭裁判所から、市区町村が利害関係人であることの根拠を示すように求められ、手続が増えるなど対応に苦慮した。
- ・ 死亡人の離婚した妻の出生から死亡までの戸籍謄本の提出を追加で求められるなど、必要性が不明確な資料を求められることに苦慮した。
- ・ 財産目録 (現金、預貯金、株式等の相続財産の内容が分かるようにまとめられたもの) などの 6 種類の新たな書類を追加で求められたことがあり、手続が増えることに苦慮した。
- ・ 可能な範囲で確認するようにとのことではあったが、残余遺留金以外にも不動産等の財産があり、それらの把握が大変であった。また、財産を把握するため口座残高を金融機関に照会した際、証明手数料を求められ、公用である旨の理解を得ることに苦慮した (最終的には、検察庁に相談し、同庁から教示のあった根拠法令を金融機関に示すことで手数料なしで発行してもらうことができた)。
- ・ 相続財産管理人の選任のためには、相続人への意思確認を行う必要があるほか、相続人全員に相続放棄の手続をしてもらう必要があるため、時間がかかることなどに苦慮した。

(注) 当省の調査結果による。

このうち、上記①及び②に関して、市区町村等は利害関係人に該当するのか、利害関係人が存在する場合であっても検察官による申立ては可能か、また、検察官が請求人に含まれているのはなぜか、法務省に確認したところ、「一般に、地方公共団体において残余遺留金を保管している場合には、当該地方公共団体は、相続財産法人^(注1)に対して当該遺留金を返還する義務を負っているため、相続債務者として、利害関係人に該当すると考えられる。」「また、法律上、相続財産管理人の選任請求権者は利害関係人及び検察官とされており、両者に優劣関係はない。」「相続人がないことが明らかな場合において相続財産は国に属すべきものになるため、国もその利害関係人になることから、公益の代表者として検察官を加えたもの」としている。調査対象市区町村においても、①のように検察官に市区町村が申し立てるべきとされた事例がある一方で、検察官が申立てを行った事例もみられた。これについて、法務省は、「両者に法律上の優劣関係はないが、「一般的には、利害関係人によって選任の請求がなされるが、検察官を請求権者としているのは、将来出現するかもしれない

相続人の利益と公益の維持のためである」^(注2)とされている。市区町村等が利害関係人に当たるのであれば、検察官が申し立てる必要はない。」との見解を示している。

しかしながら、行旅死亡人については、警察等の調査で事後的に身元が判明した場合を除き、市区町村等が戸籍調査等を行うことができないため、相続人の有無について調査することができず、相続人保護の要請が高いことから、検察官が申立てを行うこともできる。これについては、法務省とも確認済みである。

(注) 1 民法第951条において、「相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。」とされている。

2 「相続法逐条解説(中巻)」(日本加除出版)234ページから引用した。

なお、相続財産管理人の選任請求における必要書類の準備や申立費用等については、誰が負担することとなっているのか、法務省に確認したところ、「基本的には申立人が準備しており」、「申立人が検察官であれば、基本的には国が準備することになる。」、「市区町村等が利害関係人に当たるにもかかわらず、検察官が申立てをするということは、相続財産管理人の報酬を含めた申立等費用の準備の負担を国が肩代わりするということになりかねず、公平性という観点からも逸脱するものとなることから、一次的には、市区町村等において申立てを行うことが相当である。」としている。

上記③に関して、法務省は、案件によって求める資料が異なることから、不要な資料を求めたものとは限らないとしているが、家庭裁判所等は、市区町村等に書類を求める際は、どのような理由で必要なものなのか市区町村等の理解を得られるように説明を行う必要があると考える。

上記④に関しては、申立てに当たって必要となる「相続財産の存在を証する資料」の作成の際に、申立人による財産の調査は必要なのかどうか法務省に確認したところ、「家事事件手続法(平成23年法律第52号)第56条第2項において家事審判の当事者は、事実の調査等に協力するものとされ、また、家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第37条第3項において、家庭裁判所は、家事審判の申立人等に対し、手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができるとされているため、申立人による財産調査が一般に不要であるとまでは言えず、案件に応じ、上記の法令の規定に沿って、可能な範囲での財産調査が行われることが円滑な審理に資するものと考えられる。」、「引取者のない死亡人の遺留品等によってもその他の財産の存在を知り得ないようなケースでは、財産調査が事実上不可能な場合もあり得ると考えられる。」、「家事事件手続法上、市区町村等が相続財産管理制度の申立てをするために相続財産を調査する権限について一般的に定めた規定はない。」としている。

これを踏まえ、厚生労働省に確認したところ、「行旅法第12条(墓理法第9条第2項に基づく準用)、生活保護法施行規則第22条第2項に基づき保管する遺留金品以外の財産を市区町村等が調査する権限を定めた規定はない。」としている。

そのため、市区町村等において可能な範囲で財産調査を行うことが家庭裁判所の円滑な審理に資するとしても、市区町村等が引き取った遺留金品以外の財産の調査を行う義務は

ないものと考えられることから、申立ての際の財産調査は必須ではないものとする。これについては、法務省とも確認済みである。

したがって、法務省は、市区町村等が保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産調査を行う義務がないことを市区町村等に周知し、事務負担の軽減を図る必要があると考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、相続財産管理制度を活用した残余遺留金の解消を推進する観点から、以下の事項を手引等により市区町村等に対し明確に示す必要がある。

- ① 身元不明の行旅死亡人についても相続財産管理制度が活用できること。
- ② 国が相続人保護の観点から弁済供託制度よりも相続財産管理制度を活用することが望ましいとしていることを踏まえ、行旅死亡人の遺留金のように相続人保護の要請が高い場合などでは検察官が申立てを行うことができること。
- ③ 市区町村等が保管している引取者のない死亡人の遺留金品以外の財産の調査を行う義務はないこと。

(3) 残余遺留金の弁済供託

ア 制度の概要

弁済供託制度は、民法第 494 条に基づき、債権者が弁済の受領を拒んだ場合等に、弁済者が債権者のために弁済の目的物を供託所に寄託してその債務を免れる制度である。

葬祭を行った市区町村（長）及び葬祭扶助を行った保護の実施機関は、保管している残余遺留金を死亡人の相続人に返還する義務を負うが、相続人の存否や所在が分からない場合や、返還を申し出たものの相続人が受領を拒絶している場合に、これを返還することは容易ではないことから、そのような場合に、弁済供託制度を活用し、残余遺留金を供託することで、相続人に対する残余の遺留金の返還義務を免れることができる。

弁済供託には、大きく分けて、以下の 3 つがある。

- ① 債権者不確知を理由とする弁済供託
- ② 受領不能を理由とする弁済供託
- ③ 受領拒絶を理由とする弁済供託

供託事務は、法務局、地方法務局又はこれらの支局が供託所として取り扱っており、弁済供託は債務の履行地にある供託所にしなければならない（民法第 495 条第 1 項）。債務履行地の市区町村内に供託所がない場合には、債務履行地の都道府県内にある最寄りの供託所に供託することになる。

また、市区町村等が過失なく債権者（相続人）を知ることができないとして弁済供託をする場合には、死亡人の住所地（死亡人の住所地が不明の場合には、市区町村等の所在地）の最寄りの供託所に供託できる。

生活保護法に基づく葬祭扶助を適用した場合における残余遺留金品の取扱いについては、従前は、相続財産管理制度を活用して相続財産の管理・清算を行うこととしていたが、生活保護法施行規則の改正（令和 2 年 12 月 9 日施行）により、相続財産管理人の選任により難しい場合には、弁済供託制度を活用することもできることとなった。

なお、行旅死亡人や墓埋法適用死亡人の残余遺留金について、手引では、「相続財産管理人の選任と弁済供託のどちらを利用するかに関する規定はありませんが、この場合も相続人保護の観点から、相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を利用していただくことが望ましいと考えられます。」とされている。手引には、こうした制度の説明のほか、必要書類、よくある質問とその回答、事例集等が記載されている。相続財産管理制度及び弁済供託制度の概要は、以下の表 5-(3)-①のとおりである。

表 5-(3)-① 相続財産管理制度及び弁済供託制度の概要

事項	相続財産管理制度	弁済供託制度
制度の概要	相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務の支払等の清算を行い残った財産を国庫に帰属させる。	金銭等の給付を目的とする債務を負う債務者が債権者の受領拒絶、受領不能又は債権者不確知により債務の履行をすることができない場合に、弁済の目的物を供託することにより、その債務を免れさせる。
根拠法令	民法第 951 条～第 959 条	民法第 494 条
申立・申請人	利害関係人又は検察官	債務の弁済者
申立・申請先	家庭裁判所	供託所（例えば、法務局、地方法務局又はこれらの支局、物品の場合は法務大臣指定の倉庫業者）
要件	次の①～③を全て満たすこと ① 相続の開始 ② 相続財産の存在 ③ 相続人のあることが明らかでないこと	次の①～③のいずれかを満たすこと ① 債権者不確知：弁済者の過失なくして債権者が誰であるかを確認することができない ② 受領不能：弁済者がその債務の履行をしようとしても、債権者の不在や行方不明等債権者側の事由によりその弁済の受領をすることができない ③ 受領拒絶：弁済者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者がこれに応じないで受領を拒否
主な必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人やその父母等の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 相続人に関する戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 被相続人の住民票除票又は戸籍附票 相続財産の存在を証する資料 （利害関係人として申し立てる場合）利害関係を有することを証する資料 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票 	<ul style="list-style-type: none"> 供託書 委任状（代理人がする場合に必要） 封筒及び郵便切手（供託書正本の送付を希望する場合、被供託者に供託通知書の発送を希望する場合）
費用	<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙 800 円分 連絡用の郵便切手 官報公告料 4,230 円 相続財産管理人が相続財産を管理するために必要な費用（管理人に対する報酬を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便切手代、振込手数料（振込方式による供託の場合に限る。） 物品の場合、保管費用
財産の最終的な行先	（清算・分与後に残余財産がある場合） <u>国庫に帰属</u>	供託物払渡請求権（取戻請求権及び還付請求権）の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、 <u>国庫に帰属</u>

（注） 裁判所、法務省ホームページ等に基づき当省が作成した。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、残余遺留金の弁済供託制度による処理の検討状況を調査した。その結果は以下のとおりである（詳細は表 5-(3)-②を参照）。

表 5-(3)-② 残余遺留金に係る弁済供託制度の活用の検討状況

区分	法律	行旅法	墓埋法	生活保護法
基礎調査対象期間に残余遺留金あり		77 (100%)	278 (100%)	175 (100%)
ア 弁済供託を検討したが、断念した事例あり		3 (3.9%)	7 (2.5%)	9 (5.1%)
イ 弁済供託を検討中の事例あり		11 (14.3%)	44 (15.8%)	35 (20.0%)
ウ 検討したことがない		62 (80.5%)	216 (77.7%)	130 (74.3%)
エ 回答なし		2 (2.6%)	12 (4.3%)	5 (2.9%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は市区町村数である。()内の割合は、「調査対象期間に残余遺留金あり」の市区町村に占める割合である。

3 該当するものを複数選択しているため、アからエまでの合計が「調査対象期間に残余遺留金あり」と一致しない。

ウ 実地調査結果

(7) 弁済供託制度の活用状況

実地調査において、平成30年4月1日以降の弁済供託制度の活用状況を調査したところ、行旅法は6市区町村7件（全て債権者不確知を理由とするもの）、墓埋法は13市区町村36件（うち、債権者不確知を理由とするもの18件、受領不能を理由とするもの5件、受領拒絶を理由とするもの13件）、生活保護法は22市区町村28件（うち、債権者不確知を理由とするもの13件、受領不能を理由とするもの1件、受領拒絶を理由とするもの14件）の活用実績がみられた。

また、調査時点では活用していなかったが、今後具体的な活用が見込まれる事例があるとする市区町村も9市区町村みられた。

他方、弁済供託制度の活用を検討したことがない市区町村は、その理由について、対象となる残余遺留金発生事例がなかったとするもののほか、①業務多忙・他の業務を優先しているため、②残余遺留金が累積することに余り問題意識を持っていないため、③弁済供託制度が活用できることを承知していなかった・市区町村の規程に反映できていないためなどとしている。

(イ) 弁済供託制度の活用において苦慮している事例

活用した市区町村からは、「手引の内容が分かりやすく、簡単に申請することができた。」、「供託所と相談しながら作業を進めたため特に問題は生じなかった。」といった手引や供託所の対応を評価する意見や、「事務的負担はそれほど重くなく、現金を保管したくないことから金額にかかわらず利用したい。」、「相続財産管理制度より手続が簡易であり、今後、金額が大きな残余遺留金が発生した場合にも、弁済供託制度の活用を検討したい。」といった弁済供託制度の利用に前向きな意見がみられた。

その一方で、手続に当たって苦慮した点として、①供託所への入金期間が短く会計処理に

苦慮した、②相続人の意思確認が不十分とされた、③預金を供託しようとし、法務局から供託書の作成を行うよう指示があったものの、預金を引き出せないため断念した、④被供託者が海外在住の場合、債務履行地を管轄する供託所がないといった事例がみられた。

また、市区町村の内部規程においてケースワーカーが現金を取り扱ってはいけないこととしているため、窓口で供託金を持ち込むことができず、市区町村からの振込手続に必要な書類の記入も供託所に断られたため、供託制度の活用を断念したという市区町村がみられた。当該市区町村は、一部の管理職等は現金を取り扱えるが、人数が少なく、遺留金の発生事例は、基礎調査対象期間に500件以上発生しており、とても対応しきれないとしている。

市区町村が苦慮した事例について、法務省に見解を確認した結果が、以下の表5-(3)-③のとおりである。「供託金の入金期間」、「相続人の意思確認」、「文書の保存期間を経過している事例の供託」、「預貯金の供託」については、供託所から市区町村に対し適切に教示することによって改善できると考えられる。

なお、電子納付による入金について市区町村からは、「現時点では当市区町村においてインターネットバンキングを使った納付方法が確立されていないこと、ペイジーを活用した納付のノウハウがないことから、口座振込のほうが対応しやすい。」、「電子納付を用いたとしても、結局ATMに払い込む際、ケースワーカーが現金を取り扱う必要があるため、市区町村のマニュアル上対応できない。」といった意見がみられ、実際に電子納付を用いた事例はなかった。

表 5-(3)-③ 弁済供託制度の活用にあたり市区町村の苦慮事例についての法務省の見解

No.	苦慮事例	法務省の見解
1	<p>【供託金の入金期間】 供託所への入金期間が短く(1週間であった事例1件、2週間であった事例1件あり)、会計処理に苦慮した。</p>	<p>供託金の納付方法は、現金、電子納付、振込方式による入金が可能。遺留金の額が増減することはないと考えられるため、あらかじめ準備しておくことが可能と考える。</p> <p>なお、供託事務取扱手続準則(昭和47年3月4日民事甲第1050号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達)第37条本文で「・・・納入期日は、供託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。」と規定している。</p>
2	<p>【供託金の入金方法】 ケースワーカーが現金を取り扱ってはいけない規定になっているため、窓口供託金を持ち込むことができず、市区町村からの振込手続に必要な書類の記入も供託所に断られたため、供託制度の活用を断念した。</p>	<p>供託金の提出方法として、電子納付によることも可能。電子納付とは、金銭の供託をしようとする者からの申出により、供託官の告知した納付番号等の電子納付に必要な情報による供託金の納付を受けることができるものである。電子納付は、インターネットバンキングやマルチペイメントネットワークに対応するATM等を利用することによって供託金の払込み等を可能としたものであり、手数料は、原則として不要である。</p>
3	<p>【相続人の意思確認①】 相続人の意思確認は文書送付だけでは不可で、直接相続人と話をする必要があると教示され、手続が中断している事例がある。</p>	<p>供託官の審査権限は、申請書及び法定の添付書類等のみに基づいてする、いわゆる形式審査(書面審査)の範囲にとどまると解されており、御照会の受領拒絶の意思確認の方法についても、供託書の記載から判断する。</p>
4	<p>【相続人の意思確認②】 相続人の受領拒絶の意思確認は2回行う必要があると教示され、海外在住の相続人に国際電話をかけるなどの手数がかかった。</p>	<p>したがって、供託申請前に行われる意思確認の方法について、あらかじめ供託所は関与する立場にはなく、市区町村が供託書に記載した個別具体的な内容に基づいて供託の可否を判断することとなる。</p> <p>なお、個別具体的な事案に基づく供託書への記載については、手引に例示することは困難だが、供託所において相談に応ずることができる。</p>
5	<p>【預貯金の供託】 預金を供託しようとし、法務局から供託書の作成を行うよう指示があったものの、預金を引き出せず、申請していない。</p>	<p>法務局に対して供託する場合の供託物は、金銭、有価証券又は振替国債に限られている。</p>

No.	苦慮事例	法務省の見解
6	<p>【取扱い供託所の明示①】</p> <p>被供託者が海外在住であるため、債務履行地を管轄する供託所がない状況で、最終的には供託者の住所地を管轄する法務局で受け付けられることとなったが、通常の事例よりも1か月程度多くの期間を要した。</p>	<p>被供託者が海外に在住しているため、債務の履行地に供託所がないことになる場合には、被供託者が、距離的、時間的及び経済的にみて供託物を受領するのに最も便利な供託所に供託をすることになると考えられ、個別具体的な事案に応じた判断が必要となることから、事前に供託所に相談してください。</p>
7	<p>【取扱い供託所の明示②】</p> <p>供託書の提出先は死亡人の兄弟姉妹の住所地を管轄する法務局それぞれに対し、提出する必要があると聞いているが、最寄りの法務局1か所に書類を提出すれば手続が完了するようにしてほしい。</p>	<p>前提となる事実関係を含め、御要望の内容を必ずしも理解できていないかもしれないが、御要望は、一定の場合において、債務の履行地（民法第484条第1項に基づき、金銭債務については、原則として債権者の住所地となる。）の供託所以外の供託所に対し、弁済供託をすることができるようにしてほしい、という御趣旨と理解した。そのような御趣旨だとすると、御照会の対応をすることは、できかねる。弁済供託については、債務の履行地の供託所にしなければならないためであり（民法第495条第1項）、そのような対応を検討する余地はないと考える。</p>
8	<p>【文書の保存期間を経過している事例の供託】</p> <p>記録の保管年限（5年）を経過し、弁済供託に必要な資料がそろわず、供託手続ができない昭和や平成初期に発生した事例が多い。</p> <p>過去に告示したかどうか分からない事例について、改めて告示を行う試みを始めており、この方法が有効であれば、残余遺留金の処理が進む。</p>	<p>告示を行った時期等が不明の場合は、改めて告示を行うことなどが考えられる。</p> <p>また、告示を行ったことは確実であるもののその詳細な時期等が不明の場合においても、各市区町村において把握できる限りの情報として、例えば、「昭和〇年月日不詳」とし、その他の「供託の原因たる事実」欄の記載と併せて法定の手続が執られた事実が供託官において推認できる程度の情報が供託書に記載されている場合には、供託を受理する余地があるので、供託所に相談されたい。</p> <p>いずれにせよ、個別の行旅死亡人に関する具体的事実関係に基づき、現時点で「債権者を確知することができないとき」との要件に該当する場合には、供託を受理することとなる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

さらに、供託所による教示の誤りや、供託所ごとの取扱いのばらつきと思われる事例として、①親族が全くおらず、受領を拒否された事例ではないと供託所から指摘され、供託できなかった事例、②最寄りの供託所から、相続放棄した相続人の居住地の供託所で手続を行う必要があると教示されたが、当該居住地の供託所から教示の誤りと指摘され、死亡地の供託

所に供託した事例、③全員相続放棄を行っている場合、弁済供託制度は利用できないと教示された事例、④相続人 2 人の受領拒絶により、それぞれの居住地の供託所に相談したところ、一方は相談どおり受理されたが、もう一方は複数回にわたって再提出を求められ苦慮した事例といったものがみられたことから、供託所たる法務局、地方法務局又はこれらの支局への適切な情報提供も必要であると考えられる。

なお、手引における弁済供託制度の説明に関しては、市区町村から以下のとおり改善を求める意見・要望がみられた。

- ① 手引において、「墓埋法が適用される場合や行旅死亡人の場合」にも、「相続財産管理人の選任により難しい場合に弁済供託制度を利用していただくことが望ましい」と記載されているため、供託所内での取扱いがより慎重となっており、手続が進まない要因となっている。また、供託書の記載例に、墓埋法に関する遺留金の記載例がないため、供託所内での取扱いに協議が必要とのことで手続が長期化する一因となっている。
- ② 各地方公共団体からの個別事例の照会を基にQ&Aを増やしてほしい。
- ③ 手引における弁済供託制度の説明は、Q&A形式となっているが、供託手続の時系列順にしてほしい。

(ウ) 残余遺留金の処理の在り方に関する意見・要望

残余遺留金への処理の在り方について、市区町村から以下のような意見・要望がみられた。

- ① 遺留金は最終的には国庫に帰属するが、市区町村の払うコストは大きいので、そのコストに見合う対価として、例えば、休眠預金の活用の制度のように、遺留金を市区町村が使えるようにするなど、市区町村が遺留金の管理を行うインセンティブのようなものがあるのも良いのではないかと。
- ② 最終的に国庫に帰属させる手続であるから、手続に要する費用は国庫補助金等の対象としてほしい。

【所見】

したがって、法務省は、引取者のない死亡人の残余遺留金の弁済供託制度の活用を一層推進する観点から、市区町村等から供託所への問合せ等を基に制度活用にあたって市区町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう、運用を改善する必要がある。

また、法務省は、供託手続に関する相談を、市区町村等の最寄りの供託所などでも受け付けていることを手引により明示する必要がある。

さらに、法務省は、事例を把握した結果、類似の内容が多数寄せられている場合などは、手引に反映し市区町村等に周知することを検討する必要がある。

(4) 残余遺留物品の弁済供託

ア 制度の概要

供託法（明治32年法律第15号）第5条第1項において、法務大臣は、物品を保管する倉庫業者を指定することができることされており、同条第2項において、倉庫業者は、供託物がその営業の部類に属する物であり、かつ保管可能な数量に限って、供託物を保管する義務を負うとされている。

また、供託法第7条において、倉庫業者は、供託物を受け取るべき者に対し、一般に同種の物について請求する保管料を請求することができることとされている。

残余遺留物品の弁済供託について、手引においては、以下の表5-(4)-①のとおり記載されている。

表5-(4)-① 手引（抜粋）

Q5: 遺留金品のすべてを換価することができず、現金のほかに物品等が残ってしまった場合に、これらの物品等を弁済供託することはできますか。
A: 物品については、法務局若しくは地方法務局又はその支局を供託所として供託することはできません。この場合には、法務大臣が指定した倉庫業者が供託所となって、供託事務を取り扱います（供託法（明治32年法律第15号）第5条）。物品の供託は定められた書式による供託書を作成して、物品とともに倉庫業者に交付することになりますが、この供託には保管料を要することになります。
ただし、物品が供託に適しないときや供託することが困難な事情があるときには、裁判所の許可を得て競売し、その代金を供託することができます（民法第497条）。

イ 基礎調査結果

基礎調査において、残余遺留物品の弁済供託制度による処理の検討状況を調査したところ、以下の表5-(4)-②のとおり、基礎調査対象期間に弁済供託を検討したが断念した事例があるものが、行旅法については、516市区町村のうち2市区町村、墓理法については、522市区町村のうち5市区町村、生活保護法については、452市区町村のうち8市区町村みられた。

表5-(4)-② 残余遺留物品の弁済供託制度による処理の検討状況

区分	法律名	行旅法	墓理法	生活保護法
下記ア～ウのいずれかに回答した市区町村数		516	522	452
ア 弁済供託を検討したが、断念した事例あり		2	5	8
イ 弁済供託を検討中の事例あり		4	19	7
ウ 検討したことがない		510	498	437

(注) 当省の調査結果による。

弁済供託を検討したが断念した理由として、①法務局から遺留物品は供託できないとの回答があったため、②法務大臣が指定する倉庫業者に問い合わせたが断られたため、③地方法務局から、小さな遺留物品を供託する事例はなく、自動車等の比較的大きな動産を保管し

弁済供託としている事例が通例との回答を受けたためなどとするものがみられた。

ウ 実地調査結果

基礎調査結果を踏まえ、実地調査において、残余遺留物品の弁済供託を断念した 5 市区町村の 5 事例について詳細を調査した。各事例の詳細は以下の表 5-(4)-③のとおりである。

表 5-(4)-③ 残余遺留物品の弁済供託を断念した事例

No.	内容
1	<p>令和元年頃、残余遺留物品の弁済供託を検討し、法務局支局に法務大臣指定の倉庫営業者について問い合わせたが、情報を得られなかった。</p> <p>市区町村職員がインターネットで倉庫営業者を探し出し、供託について相談したところ、当該倉庫営業者から、法務大臣指定になっていることは承知しているが、費用の折り合いがつかないとして断られた。</p>
2	<p>令和 3 年 5 月、警察署から引き取った死亡人の現金及び所持品を供託できるかについて、地方法務局支局へ電話で確認したところ、現金含む所持品の詳細を F A X するよう依頼された。F A X を送信したところ、地方法務局支局から、相続財産管理人を選任できるか裁判所へ問い合わせるよう指示され、相続財産管理人を選任できない場合に供託できると説明された。また、供託することになった場合、現金は供託できるが通帳を含む所持品については供託できないと言われ、通帳については現金化するよう指示された。</p> <p>死亡人の所持品は、印鑑や自動車運転免許証、クレジットカード、財布等であった。</p>
3	<p>地方法務局に遺留物品の弁済供託の可否を確認したところ、制度上は利用できるが、物を保管する場所がないとの説明を受けた。</p>
4	<p>遺留物品の弁済供託を検討していたわけではなく、一般的な照会として、預金通帳の弁済供託を行うことが可能かにつき、令和 3 年 7 月に地方法務局へ確認した。</p> <p>同法務局からは、法務大臣の指定する倉庫営業者に遺留物品の供託が可能か照会した結果、受け付けられないと回答があったとの説明を受けた。また、遺留物品の供託が可能か否かは倉庫営業者が判断するため、倉庫営業者が物品を受け付けできないと回答していることから、遺留物品の供託はできないとのことであった。</p> <p>なお、倉庫業者が受け付けできない理由については、同法務局から説明を受けていないため不明である。</p>
5	<p>残高のある預貯金通帳について弁済供託制度の活用を検討したものの、毎年の保管料を要することから断念した。</p>

(注) 当省の調査結果による

その他、預貯金の弁済供託を検討中だが、預貯金の引き出しは難しく、また通帳自体を供託するとしても保管料を要するため、いずれも現実的でないとする市区町村の意見がみられた。

残余遺留物品の弁済供託に関する、市区町村から国への意見・要望として、保管料を免除してほしいとするものや、各都道府県最低 1 か所の保管場所を確保してほしいとするもの、

残余遺留物品の弁済供託に関する申請の手續・方法を提示してほしいとするもの等がみられた。

法務省は、法務大臣指定の際に告示されていることを理由として、倉庫業者の一覧を公表していないが、令和5年3月現在、全国で17業者が指定されている。直近の指定は昭和11年5月17日となっており、現在までの86年以上の間、新たな指定はされていない。

また、残余遺留物品の弁済供託にかかる保管料について、法務省は、保管料は同省が定めるものではなく、供託法第7条の規定に基づき、個別の供託において倉庫業者が請求するものとされており、倉庫業者ごとの保管料の把握もしていないとしている。

さらに、倉庫業者ごとの供託可能な物品の品目についても把握していないとしており、今後も保管料や物品の品目について把握する予定はないとしている。

手引においては、制度上、物品の供託の実施が可能であるとの記述となっているが、表5-(4)-③のとおり、倉庫業者から供託を断られる等の事情から、物品の供託が実施できた事例はみられず、事実上、物品の供託を行うことは困難となっている。

こうした実態を踏まえると、市区町村等が、物品の供託は可能であると読み取れるような手引の書きぶりは、見直す必要があると考える。

供託以外の残余遺留物品の取扱いとしては、後記6(2)のとおり、行旅法第12条ただし書や生活保護法施行規則第22条第3項において、遺留物品に滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能であるとされており、市区町村等においては、これらの方法によって対応せざるを得ないと考えられる。

【所見】

したがって、法務省は、残余遺留物品の供託が事実上困難であることを、手引に明記することが必要である。